

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|--|
| 1. | <p>いわゆるSPCが提出者となる申請、届出等については、押印に代えて電子証明書による電子署名を行うことが想定されるところ、通常、SPCの管理については従業員を有さず、役員についても派遣役員とされ、会計事務所その他の組織・団体に押印、支払業務等は委託されている実態があり、各SPCごとに押印することと同様にすれば、当該委託先の組織・団体が多数の電子証明書を管理することになる。</p> <p>いわゆる押印に比して、電子署名は一見して正しいものが付されているか判別が難しく、誤って押印を行うことに比して、誤って電子署名を行う可能性が高くなると考えられる。</p> <p>よって、法令等において、申請・届出等の名義人からの委託が確認できる範囲において、受託者による電子証明書による電子署名が可能になるよう手当てを行うことが、デジタル手続きの推進に寄与するものとする。</p> | <p>電子署名・電子証明書を用いた電子申請を代理人により行う場合は、申請者からの委任状をスキャンしたデータを添付することで、代理人の電子署名・電子証明書のみにより手続を可能とさせていただきます。</p> |
| 2. | <p>本改正案に賛成である上、以下の3点について意見要望いたします。</p> <p>1. 本改正案を含め、情報通信技術を活用した場合において、代理人により申請等を行う場合における取扱いを明確にしていきたいです。</p> <p>2. 様々な理由により、申請等が受け付けられたことを証する資料を要する申請者等がいるため、本改正に基づき電子署名・電子証明書を付さない方法により申請等を行う場合においても、e-Govにおける「到達確認」と同様に、行政機関等において受理（到達）されたことが分かる措置が講じられるように配慮いただきたいです。</p> <p>3. 本改正案により、「当該申請等を行った者を確認するための措置」として、申請者等からの委任状をスキャンしたデータ等をもって、電子証明書を持たない事業者が、電子証明書を持つ代理人に手続きを委任することで、代理人の電子署名のみにより手続きができる措置など、行政機関等において柔軟な取扱いがなされることを希望及び期待いたします。</p> | <p>1. 及び3. 電子署名・電子証明書を用いた電子申請を代理人により行う場合は、申請者からの委任状をスキャンしたデータを添付することで、代理人の電子署名・電子証明書のみにより手続を可能とさせていただきます。</p> <p>2. 貴重なご意見として承り、個々の提出方法に応じ、可否を含めて検討することといたします。</p> |